

料金表(R5.4.1改定)

■マンション管理アドバイザー制度 派遣料の内訳

(消費税10%)

			アドバイザー派遣料		
A・Bコース			派遣料	消費税	合計
A	1~6	講座編	15,000	1,500	16,500
B	1~7	相談編	23,000	2,300	25,300
B	8①	相談編 (B-8①、②コースを同時に申込・利用する場合は、東京都の助成制度により無料。ただし予算終了時には有料。)	46,000	4,600	50,600
	8②		46,000	4,600	50,600

			アドバイザー派遣料		
Cコース(支援編)		(各コースの具体的な内容はお問合せください)	派遣料	消費税	合計
C	0	状況確認・課題整理、コース案内	23,000	2,300	25,300
C (管理不全予防・改善の取組を支援)	1	管理組合の設立・実体化に向けた体制整備に関する事	174,000	17,400	191,400
	2	総会準備に向けた取り組みに関する事	87,000	8,700	95,700
	3	管理組合運営体制の整備に関する事	195,000	19,500	214,500
	4	管理規約の設定案または改定案に関する事	325,000	32,500	357,500
	5	管理費の設定案及び見直し案に関する事	87,000	8,700	95,700
	6	修繕積立金の設定案に関する事	87,000	8,700	95,700
	7	長期修繕計画見直し案及び修繕積立金見直し案に関する事	87,000	8,700	95,700
	8	大規模修繕工事計画案に関する事	174,000	17,400	191,400
	9	会計処理体制の整備に関する事	87,000	8,700	95,700
C	オプション	総会立会等 ※	23,000	2,300	25,300

※ 「総会立会等」とは総会に出席し、必要に応じて該当する議案の質疑応答等を行うもので、採択に関与するものではありません。

◆東京都の助成対象(①から③の全ての条件を満たす分譲マンション)

① 都マンション管理条例に基づく要届出マンション※

※昭和58(1983)年12月31日以前に新築された分譲マンションで、居住の用に供する独立部分が6戸以上のもの

② 届出を行っている

③ 管理不全の兆候があるマンション※

※管理不全を予防するための必須事項(管理組合・管理者等・管理規約・総会開催・管理費・修繕積立金・修繕の計画的な実施)の内、いずれかが無いと回答したマンション

◆助成内容

C-0とC-オプションは各々1回まで無料になります。C-1からC-9については、合計2回まで半額助成が受けられます。ただし、予算終了時には有料となります。

■マンション建替え・改修アドバイザー制度 派遣料の内訳

(消費税10%)

			アドバイザー派遣料			
コース			派遣料	消費税	合計	
A (入門編)	1~4	入門編	15,000	1,500	16,500	
	オプション	マンション敷地売却制度の説明 (Aコースの利用と合わせて利用可能)	8,000	800	8,800	
B	0	再生に向けた個別相談	23,000	2,300	25,300	
B (検討書作成)	1	① 建替え(総合設計あり)+改修(資料充足)	333,000	33,300	366,300	
		② 建替え(総合設計なし)+改修(資料充足)	275,000	27,500	302,500	
		③ 建替え(総合設計あり)+改修(資料不足)	374,000	37,400	411,400	
		④ 建替え(総合設計なし)+改修(資料不足)	316,000	31,600	347,600	
		⑤ 建替え(共同化)+改修(資料充足)	494,000	49,400	543,400	
		⑥ 建替え(共同化)+改修(資料不足)	535,000	53,500	588,500	
	2	① 建替え(総合設計あり)	253,000	25,300	278,300	
		② 建替え(総合設計なし)	195,000	19,500	214,500	
		③ 建替え(共同化)	414,000	41,400	455,400	
	3	① 改修(資料充足)	89,000	8,900	97,900	
		② 改修(資料不足)	130,000	13,000	143,000	
	B	オプション	検討書作成後の相談	23,000	2,300	25,300